

最終処分場の搬入停止後の維持管理について

1 基本的な考え方

関係法令に基づき、埋立地に最終覆土を行い、法令上の措置として水質、発生ガスおよび地温が基準に適合するまで維持管理を継続したのち、廃止届を提出し知事の確認を受ける。

<維持管理の内容>

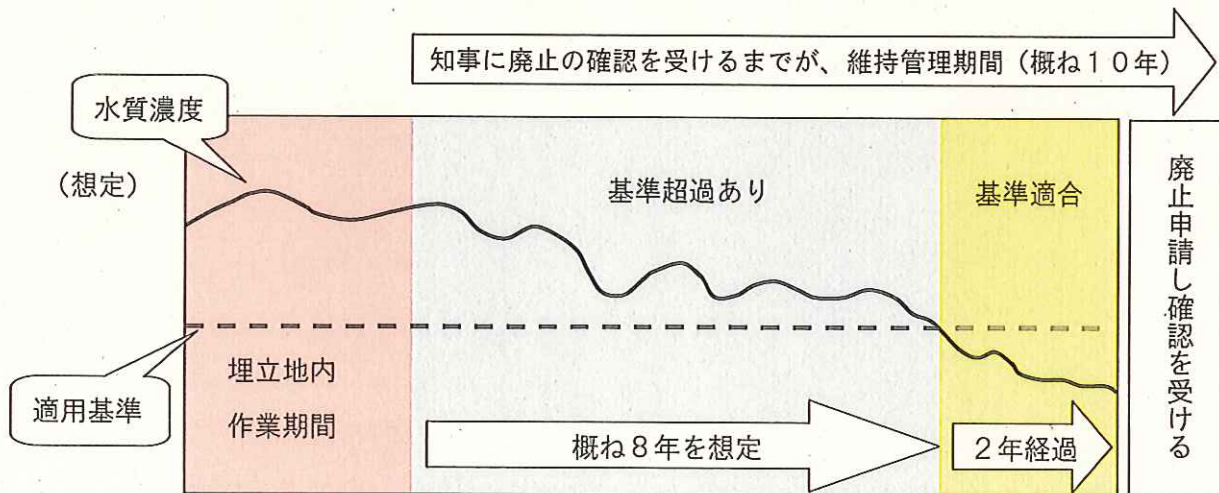
- ・ 浸出水処理施設を、現状と同様に稼働、施設設備の点検を実施
- ・ 環境モニタリングについては、継続して実施
- ・ 漏水検知システムについても、稼働を継続

2 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第五項で規定される「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（以下、「省令」という）による。

○水質関係

対象	適用基準	監視期間
観測井1～3号	省令	廃掃法における廃止の確認の申請まで
浸出水	公害防止協定 (国の約1/10)	適用基準への適合が2年以上継続するまで



○発生ガス

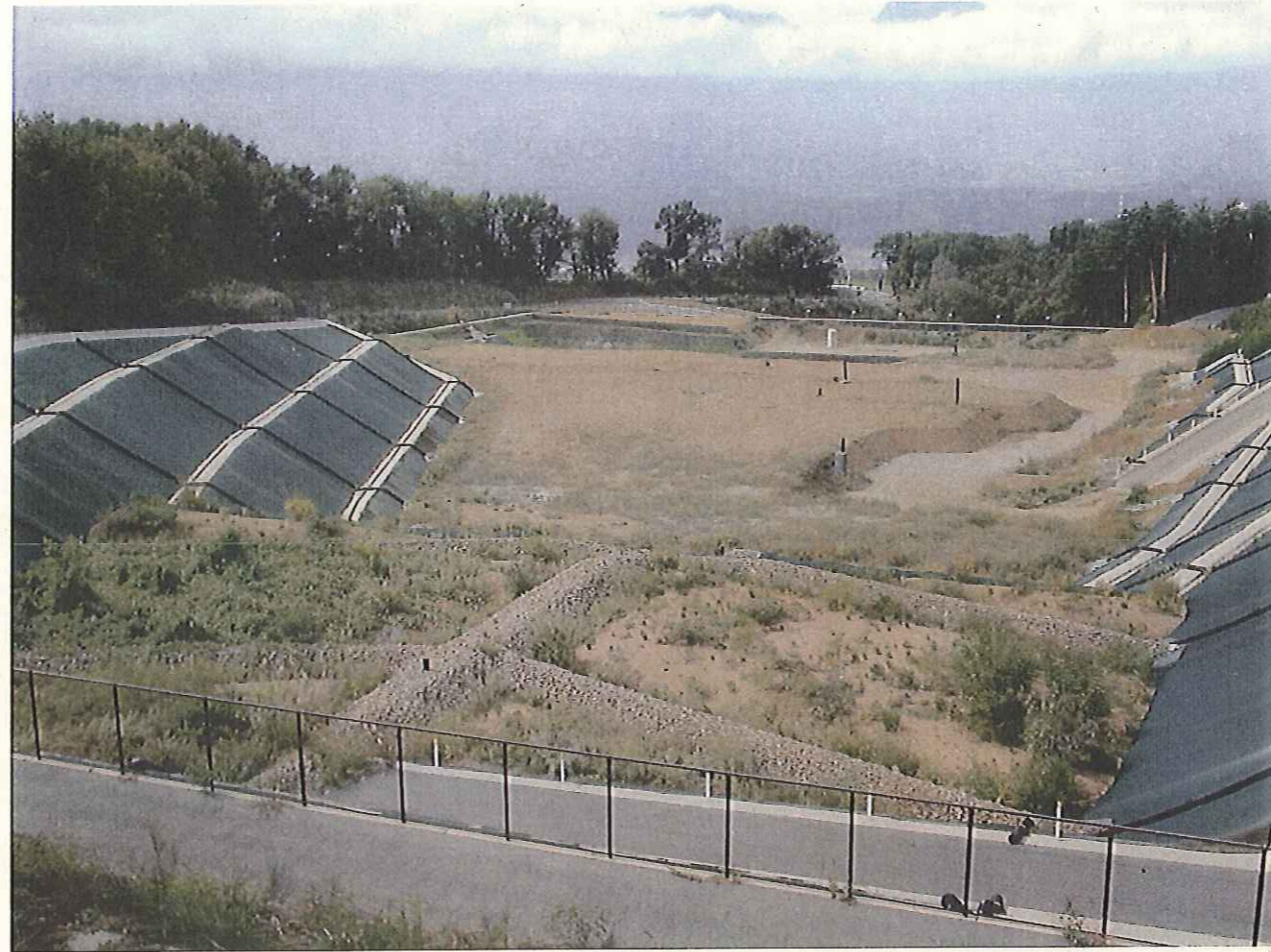
埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。

○地温

埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。



①



③

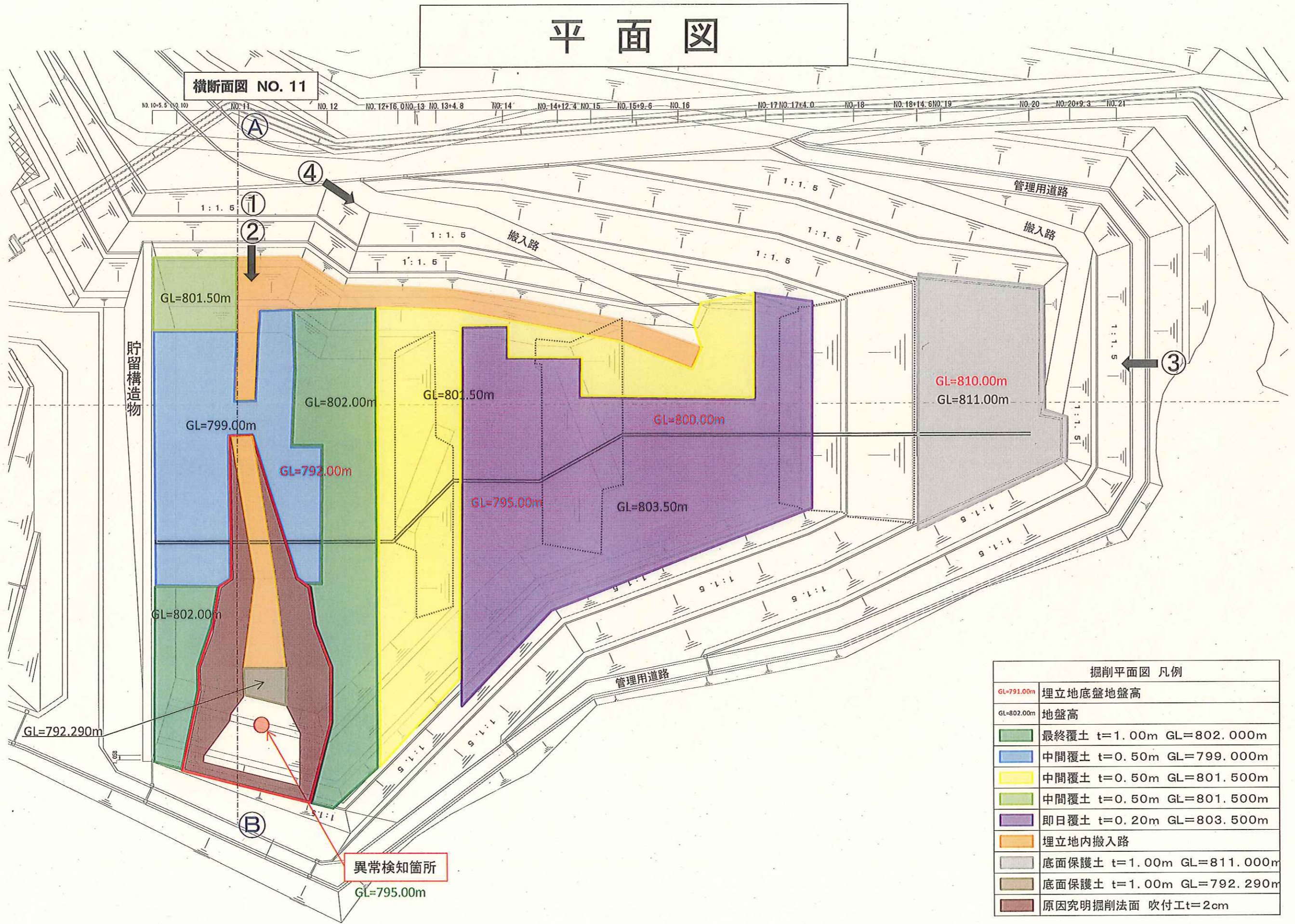


②



④

平面図



掘削平面図 凡例	
GL=791.00m	埋立地底盤地盤高
GL=802.00m	地盤高
	最終覆土 t=1.00m GL=802.000m
	中間覆土 t=0.50m GL=799.000m
	中間覆土 t=0.50m GL=801.500m
	中間覆土 t=0.50m GL=801.500m
	即日覆土 t=0.20m GL=803.500m
	埋立地内搬入路
	底面保護土 t=1.00m GL=811.000m
	底面保護土 t=1.00m GL=792.290m
	原因究明掘削法面 吹付工t=2cm